

























































































































































国登録有形文化財（建造物）



## 松風樓

平成26年10月7日登録

ここ観音町は、明治33年（1900年）に県知事指定の貸座敷営業免許地として整備され、昭和33年（1958年）の遊郭廃止まで、県内の三大遊郭と言われる賑わいを見せていました。

松風樓は、観音町における草分けの料理旅館として現在も親しまれています。

大節表しの天井板が印象的な「さくら」の間など客室毎に趣向を凝らした近代数寄屋建築として評価される「東棟」（明治33年築）、2階軒の漆喰蛇腹を備え当地の茶屋建築の特徴を示す「西棟」（明治33年築）、黒漆喰塗の鳥居型の扉枠が印象的な「一の蔵」（昭和前期築）、角地の景観を整える「二の蔵」（昭和前期築）が歴史的景観に寄与しているものと評価され国登録有形文化財になりました。

明治から戦前・戦後の激動の時代を静かに刻み込んできた松風樓は、四季の変化を楽しませる庭園と相俟って、往時の大衆文化の雰囲気而今に伝えてくれます。

平成27年6月 南砺市教育委員会



























































































